

議案第 93 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年 10 月 3 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(松阪市非常勤職員の取扱いに関する条例の一部改正)

第 1 条 松阪市非常勤職員の取扱いに関する条例（平成 17 年松阪市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

(松阪市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 松阪市職員の分限に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「法第 16 条第 1 項第 2 号」を「法第 16 条第 1 号」に改める。

(松阪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 18 条の 2 第 2 号中「(法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第 19 条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 22 条第 6 項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の」に改める。

(松阪市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 4 条 松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

（松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第6条 松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年松阪市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第17条中「法第7条第5項第4号イからヌまで」を「法第7条第5項第4号イからルまで」に改める。

（松阪市消防団条例の一部改正）

第7条 松阪市消防団条例（平成17年松阪市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次の各号のいずれかに」を「禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に」に改め、同条中第1号及び第2号を削る。

第8条第2項中「各号」を「に規定する禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わるまで若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者」に改める。

（松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年松阪市条例第285号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

（松阪市公共下水道条例の一部改正）

第9条 松阪市公共下水道条例（平成17年松阪市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第8条第1項第4号エ中「アからウまで」を「アからエまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第12条中「変更があったとき」の次に「、第8条第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。